

国土強靱化のポイント

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（H26.6 内閣官房国土強靱化推進室）より抜粋

国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも
 人命の保護が最大限図られること
 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 迅速な復旧・復興
 を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するもの

短期的な視点によらず、時間的が概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画の取組にあたる

各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ

防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る

「国土の強靱化」は国・地域のリスクマネジメントであり、図の PDCA サイクルを繰り返して取組を推進

現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を踏まえて「対応策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる



国土強靱化基本計画における目標、リスクシナリオ（最悪の事態）

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が配達できない事態
		4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		
5-6 複数空港の同時被災		
5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
5-8 食料等の安定供給の停滞		
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
	6-5 異常洪水等により用水の供給の途絶	
	6-6 燃料等の安定供給の停滞	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-4 たため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-5 有害物質の大規模漏出・流出	
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路閉鎖等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※ 網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本計画における強靱化施策分野（12 個別施策分野 + 3 横断的分野）

- 個別施策分野)
 i 行政機能／警察・消防等、 ii 住宅・都市、 iii 保健医療・福祉、
 iv エネルギー、 v 金融、 vi 情報通信、 vii 産業構造、 viii 交通・物流、
 ix 農林水産、 x 国土保全、 xi 環境、 xii 土地利用 (国土利用)
 横断的分野)
 i リスクコミュニケーション、 ii 老朽化対策、 iii 研究開発

国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）のポイント

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（H26.6 内閣官房国土強靱化推進室）より抜粋

都道府県又は市町村が主体となり策定

国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に「アンブレラ計画」としての性格を有する

強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに「上位」に位置付け

地域強靱化計画が手引となり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、必要な施策を具体化

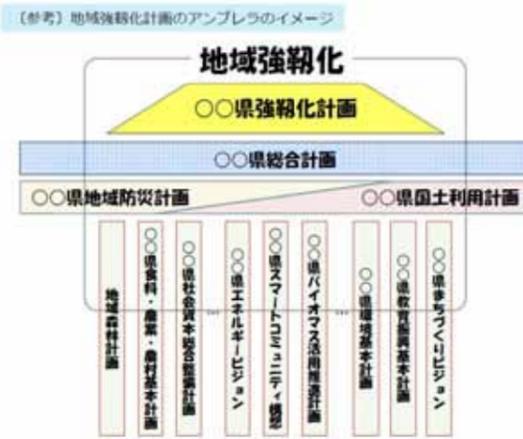
すべての都道府県においてすみやかに策定され、また、市町村においてもできる限り多くの団体で策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進する体制を構築することが望まれる

基本計画との調和を保ちつつ、それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位づけしながら、地域強靱化計画を策定

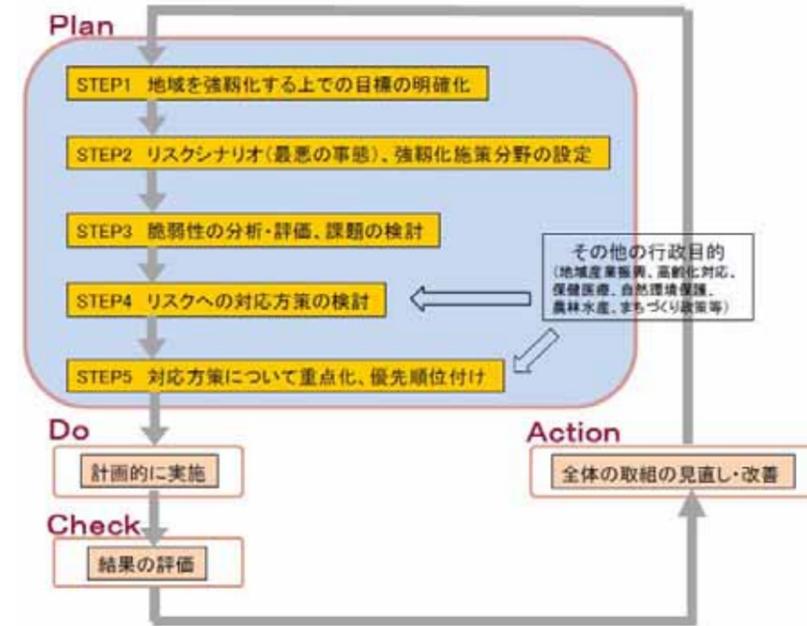
地方公共団体が自ら担う取組だけでなく、当該地域の強靱化にとって必要となる、住民、経済団体、民間事業者、区域内の地方公共団体、国等の関係者による取組、さらには区域以外の地方公共団体との連携・協力による取組についても取り入れる

発災前の（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行ったうえで対策を検討（対策は防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策を含めた総合的な対策を内容とするもの）



地域強靱化計画は、以下のSTEP1～STEP5のプロセスを経て定めるものであり、PDCA サイクルを繰り返して取り組みを推進



（国の基本計画では、脆弱性の分析・評価に係る一覽性、効率性を確保する観点から、縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめ分析・評価を実施）

〔参考〕「マトリクス」による分析・評価イメージ

事前に備えるべき8の目標	45の起きてはならない最悪の事態	個別施策分野（12分野）				「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点からの、現在取り組んでいる施策の評価
		①行政機関/警察消防等	②住宅・都市	③	④	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限られる	1-1. 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	3次元地理空間情報等を活用した…	…	…	…	○住宅・建築物等の耐震化率は、……と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震取組の経済的負担が大きいためなどから、老朽化マンションの建替え促進を旨め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。……
	1-2. 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	…	…	…	…	○建築物の耐震化については、……
	1-3. …	…	…	…	…	…
2. 大規模自然災害発生後から救助・救急、医療活動等…	2-1. 被災地での食料・飲料水等に主に関わる物資供給の長期停止	…	…	…	…	…
	2-2. …	…	…	…	…	…
3. …	…	…	…	…	…	…

12の個別施策分野

- …政府全体の業務継続計画の策定を踏まえ、各府省庁において緊密に連携しつつ業務継続計画の見直しを図ることが必要である。また、……
- 地方公共団体においても、政府及び各府省庁の取組を踏まえ、業務継続計画の策定……

3の横断的分野

- 【防災・危機管理】 ○…
- 【老朽化対策】 ○…
- 【研究開発】 ○…